

## 学校感染症と出席停止期間について

下記の学校感染症にかかった場合は、「出席停止扱い」になります。

### 学校感染症と出席停止期間【第2種・第3種(抜粋)】

感染症名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化 <sup>かひか</sup> する(かさぶたができる)まで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症(感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎・溶連菌感染症など)は、群馬県では出席停止感染症に指定していません。【「出席停止扱い」にはなりません】